

鳩山町農地情報登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鳩山町農地情報登録制度（以下「農地バンク」という。）を実施し、鳩山町における農地の利用意向等に関する情報を広く提供することにより、移住を含む多様な農業経営体の確保、経営規模の拡大及び農地の有効活用を図り、もって耕作放棄地の発生を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農地 町内に所在する土地のうち、不動産登記法（平成16年法律第123号）第34条第1項第3号に規定される地目が、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第99条に規定される田又は畑として登記されている土地をいう。
- (2) 所有者等 農地の所有権その他の権利により当該農地の賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 開示情報 所有者等が登録を希望する農地の所在地、面積、現在の利用状況、希望条件等の情報で、個人が特定されないものをいう。
- (4) 個人情報 所有者等の住所、氏名、連絡先等の情報で、個人が特定されるものをいう。

(登録の対象農地)

第3条 農地バンクに登録できる農地は、次の各号のいずれかの要件を満たしていなければならない。

- (1) 現に耕作の用に供される農地
- (2) 現に耕作されていないが、適正な保全管理がされている農地
- (3) 軽微な復旧作業により、再生利用が可能と見込まれる農地

(農地の登録申請)

第4条 農地バンクへ農地の登録を希望する所有者等（以下「申請者」という。）は、農地バンク登録申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

- 2 申請者は、前項の申請に係る農地が複数人の共有持分名義である場合は、当該農地に係る全ての共有持分名義人のうち過半数の者からの同意がなければ申請することができない。

(農地の登録)

第5条 町長は、前条第1項の規定による登録申請があったときは、次の各号の

いずれかに該当する場合を除き、農地バンク台帳（以下「台帳」という。）に登録するものとする。

- (1) 登録申請が、所有者等以外の者から行われたとき。
- (2) 登録申請の対象農地にその農地を利用する権限を有する第三者がいる場合において、その者の同意が得られないとき。
- (3) 前各号に該当するもののほか、町長が適当でない判断したとき。

2 町長は、前項の規定により農地を台帳に登録したときは、農地バンク登録通知書（様式第2号）により、当該申請者に対しその旨を通知するものとする。

（農地にかかる登録事項の変更の届出）

第6条 前条第2項の規定により登録の通知を受けた申請者（以下「農地登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を農地バンク登録変更届（様式第3号）により、町長に届け出なければならない。

（登録農地の抹消）

第7条 町長は、台帳に登録された農地について、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を抹消する。ただし、再度の登録申請を妨げない。

- (1) 農地を登録した日の属する年度の4月1日から起算して5年が経過したとき。
- (2) 農地登録者から農地バンク登録抹消届（様式第4号）により届出があったとき。
- (3) 登録農地に係る所有権その他の権利に移動があったことを確認したとき。
- (4) 登録農地が荒廃し、復旧作業による再生利用が不可能と判断したとき。
- (5) 前各号に該当するもののほか、町長が登録農地として不相当と判断したとき。

2 町長は、前項の規定により登録を抹消したときは、農地バンク登録抹消通知書（様式第5号）により、当該農地登録者に対しその旨を通知するものとする。

（耕作希望者の登録申請）

第8条 台帳に登録された農地の買受け又は借受けを希望し、かつ、登録された農地情報の提供を希望する者（以下「耕作希望者」という。）は、耕作希望者登録申請書（様式第6号）及び誓約書（様式第7号）を町長に提出するものとする。

2 耕作希望者は、その利用において次の各号に定める要件を満たしていなければならない。

- (1) 農地を耕作し、地域の活性化に寄与できること。
 - (2) 農地を耕作し、地域住民と協調して農業を営むことができること。
 - (3) 農地を継続的かつ安定的に耕作することが見込まれること。
- 3 町長は、第1項の規定による申請があったときは、耕作希望者の登録を行うものとする。
- 4 町長は、前項の規定により耕作希望者を登録したときは、耕作希望者登録通知書（様式第8号）により、当該耕作希望者に対しその旨を通知するものとする。

（耕作希望者に係る登録事項の変更の届出）

第9条 前条第4項の規定により登録の通知を受けた耕作希望者（以下「耕作希望登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を耕作希望者登録変更届（様式第9号）により、町長に届け出なければならない。

（耕作希望登録者の登録抹消）

第10条 町長は、耕作希望登録者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を抹消する。ただし、再度の登録申請を妨げない。

- (1) 耕作希望を登録した日の属する年度の4月1日から起算して5年が経過したとき。
 - (2) 耕作希望登録者から耕作希望者登録抹消届（様式第10号）により届出があったとき。
 - (3) 申請内容に虚偽があったとき。
 - (4) 農地バンクを利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
 - (5) 過去に農地法（昭和27年法律第229号）その他関係法令等に違反する行為を行うなど、農地バンクにより買受け又は借受けた農地を農地として利用しないおそれがあると認められたとき。
 - (6) 前各号に該当するもののほか、町長が耕作希望登録者として不相当と判断したとき。
- 2 町長は、前項の規定により登録を抹消したときは、耕作希望者登録抹消通知書（様式第11号）により、当該農地登録者に対しその旨を通知するものとする。

（情報の提供等）

第11条 町長は、台帳に登録された農地の情報のうち、開示情報について、鳩山町公式ホームページへの掲載及び台帳の閲覧により公開するものとする。ただし、農地登録者から非公開の申出があった情報については、この限りで

ない。

- 2 町長は、該当する農地登録者又は耕作希望登録者から同意書（様式第12号）の提出があった場合に限り、耕作希望者に対して農地登録者の個人情報を提供し、又は農地登録者に対して耕作希望者の個人情報を提供できるものとする。
- 3 情報の提供を受けた農地登録者又は耕作希望登録者は、前項の規定により知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。

（契約その他の手続）

第12条 台帳に登録された農地に関する貸借契約等は、農地登録者及び耕作希望登録者の当事者間で行うものとし、町はこれに直接関与しない。

- 2 当該契約に関するトラブル等については、当事者間で解決するものとする。
- 3 農地登録者及び耕作希望登録者は、農地に関する貸借契約等が成立したときは、農地法及び農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）その他の関係法令を遵守し、速やかに必要な法的手続を行わなければならない。

（農地転用の制限）

第13条 農地バンクを利用して農地を買受け又は借受けた者は、当該農地を農地以外に転用してはならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年7月1日から施行する。